

仕 様 書

1 品 名

選挙公報印刷

※大阪市議会議員補欠選挙（1区のみ）

2 日程及び履行期限

別紙1のとおり

3 数量 及び 納入場所

数 量 ○○,○○○部 … 別紙2を参照してください。

納入場所 計3箇所…区選挙管理委員会（1区のみ）

大阪市行政委員会事務局選挙課

配布業者荷受所

4 規 格 等

- ・ブランクセット判 片面印刷（候補者3人から6人掲載）

※告示日に確定する掲載申請者数により印刷する候補者数が決定する。

候補者数が3人から6人以外となった場合は、特記仕様書（別紙8）により変更する。

5 印刷手順

- （1）候補者から提出された原稿（写真を含む。）を写真製版し、オフセット輪転機により印刷する。

印刷開始前には、必ず本市職員の検査を受け、合格した後に刷り出すこと

- （2）印刷様式は、別紙3・4・5のとおりとし、不動文字及び区画線は、あらかじめ製版するとともに校正を受けておくこと。

写真製版した原稿の組み方については、別紙6又は特記仕様書（別紙8）の掲載順序によることとし、選挙の告示日の18時ごろFAXで掲載順序を通知するので、その指示に従って組換え後、本市職員の校正を受けること。

- （3）掲載する候補者の数により空き枠がある場合、啓発文（別紙7）を掲載する。1枠掲載と2枠掲載の2種類の規格を指示するので（別紙6）あらかじめ製版するとともに校正を受けておくこと。

6 紙 質

新聞更紙

7 刷 色

黒 色

8 納品方法

ブランケット判の場合は1部ずつ二つ折とし、1,000部で1梱包としてビニール包装のうえ、「印刷品名」「納入先」「部数」を明示して納入すること。

タブロイド型の場合は、500部で1梱包とする。

9 公報のPDFファイル（市ホームページ掲載用データ）

公報の原稿について次のとおり作成し、校正完了次第、下記12の担当にメール送付し、また、CD-R又はDVD-R（1枚）にデータを格納し納品すること。

- (1) 画面表示は、公報の全体となるようにする。
- (2) 解像度は、拡大機能の設定等で画像を表示するとともに、印刷可能な設定とすること。
(おおむね1MBから5MB以下を目安とする。)
- (3) 表示された画像の内容（文字、顔写真等）の複写ができないように設定すること。
- (4) 市ホームページ掲載テストを行うので、予め下記12担当にサンプルデータをメールで送付すること。サンプルデータの送付時期・様式等については、別途協議する。

10 その他

- (1) 原稿持ち込みから印刷までが非常に短期間であり、印刷後に納入場所への配送も短時間に行う必要があり、また本市職員を現地校正で派遣する必要があるため、製版の校正場所及び印刷工場が大阪市近郊（大阪市内から1時間程度で移動可能な場所）に所在すること。
- (2) 選挙公報は、選挙執行上特に重要なものであり、誤り等があれば、選挙争訟の原因（結果として選挙無効）にもなりかねないので、印刷に当たっては、特に鮮明かつ正確に印刷すること。
なお、この際、本市職員が印刷場所において立ち会い良否を判断するのでその指示に従うこと。また、印刷した公報は、外部に散逸することのないよう注意すること。
- (3) 選挙公報を発行しないこととなった場合は、両者協議のうえ支払額を決定する。
- (4) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合はよく質し、その内容を熟知のうえ見積もりを行うこと。契約後における仕様書の疑義は、当局の解釈によるものとする。

11 事業担当

大阪市の行政委員会事務局選挙課（TEL:6208-8511 mail:vg0008@city.osaka.lg.jp）

選挙公報印刷日程表

別紙 1

下記について、選挙事由発生・立候補予定者説明会の日は目安です。

※1区のみ選挙(補欠選挙等)

月日・曜日	日程	時間	選挙管理委員会	印刷業者	備考
-40	火		選挙事由発生	見積合わせ実施	
-39	水				
-38	木				
-37	金			見積り期限	
-36	土				
-35	日				
-34	月			契約	
-33	火				
-32	水				
-31	木				
-30	金				
-29	土				
-28	日				
-27	月				
-26	火				
-25	水	立候補予定者説明会			
-24	木				
-23	金		稿を随		
-22	土		・経時		
-21	日		写由、		
-20	月		真し候		
-19	火		のて補		
-18	水		提市者		
-17	木		出選か		
-16	金		が率ら	掲載枠、啓発文、不動文	
-15	土		さ管区	字等の製版・校正	
-14	日		れ理選		
-13	月		る。挙		
-12	火		員管		
-11	水	17時30分	区選管から市選管へ持参		
-10	木	9時00分	公報事前預かり分印刷業者渡し	写真製版	
-9	金	告示日	8時30分	公報掲載申請	追加原稿あれば写真製版
			17時00分	公報掲載申請期限	
			17時30分	掲載順序のくじ	掲載順序確定 版の組み換え
			18時00分	くじの結果を印刷業者へFAX	
-8	土		※9時00分	※印刷所で初校・刷り出し確認	※初校・印刷・PDF納品
			～14時00分	※印刷の立会い・検査	※印刷・配布業者へ配送
			16時00分		配送期限(16:00)
-7	日		配布1日目		
-6	月		配布2日目		
-5	火		配布3日目		
-4	水		配布(予備日)		
-3	木				
-2	金				
-1	土				
0	日	投票日			

※初校～印刷検査は左記日程を基本とする。ただし、配送期限(16時)を考慮の上、本市が認める場合は変更可能とする。

選挙公報納入場所一覧表（1区のみ）

大阪市選挙管理委員会

区名	前回候補者数	定数	印刷部数(ブランク判)		印刷部数	納入場所別内訳数			
			片面	両面		公報配布業者 集中納品場所	区選管用	大阪市選管 (不在者施設用)	大阪市選管用
● ● 区			下記のうち、いずれか1区						

※平成31年4月7日執行 大阪市議会議員選挙を参考とした場合の印刷部数

区名	H31候補者数	定数	印刷部数(ブランク判)		印刷部数	納入場所別内訳数			
			片面	両面		公報配布業者 集中納品場所	区選管用	大阪市選管 (不在者施設用)	大阪市選管用
北区	6	4	98,400		98,400	96,600	500	1,000	300
都島区	5	3	70,400		70,700	68,900	500	1,000	300
福島区	3	2	53,500		53,500	51,700	500	1,000	300
此花区	3	2	39,100		39,100	37,300	500	1,000	300
中央区	5	3	89,100		89,100	87,300	500	1,000	300
西区	5	3	72,400		72,400	70,600	500	1,000	300
港区	6	3	49,200		49,200	47,400	500	1,000	300
大正区	3	2	39,400		39,400	37,600	500	1,000	300
天王寺区	3	2	55,800		55,800	54,000	500	1,000	300
浪速区	3	2	61,400		61,400	59,600	500	1,000	300
西淀川区	4	3	57,100		57,100	55,300	500	1,000	300
淀川区	6	5	118,100		118,400	116,600	500	1,000	300
東淀川区	7	5		116,600	116,600	114,800	500	1,000	300
東成区	4	3	55,500		55,500	53,700	500	1,000	300
生野区	6	4	89,900		89,900	88,100	500	1,000	300
旭区	4	3	56,400		56,400	54,600	500	1,000	300
城東区	6	5	97,400		97,700	95,900	500	1,000	300
鶴見区	5	3	56,400		56,400	54,600	500	1,000	300
阿倍野区	5	3	64,100		64,400	62,600	500	1,000	300
住之江区	6	4	70,500		70,500	68,700	500	1,000	300
住吉区	5	5	94,800		94,800	93,000	500	1,000	300
東住吉区	6	4	79,600		79,600	77,800	500	1,000	300
平野区	9	6		110,700	110,700	108,900	500	1,000	300
西成区	8	4		85,100	85,100	83,300	500	1,000	300
計	123	83	1,468,500	312,400	1,782,100	1,738,900	12,000	24,000	7,200

※ 候補者数及び片面・両面印刷の別は、平成31年大阪市議会議員選挙の結果であり、告示日に確定する候補者数により、変更となる。

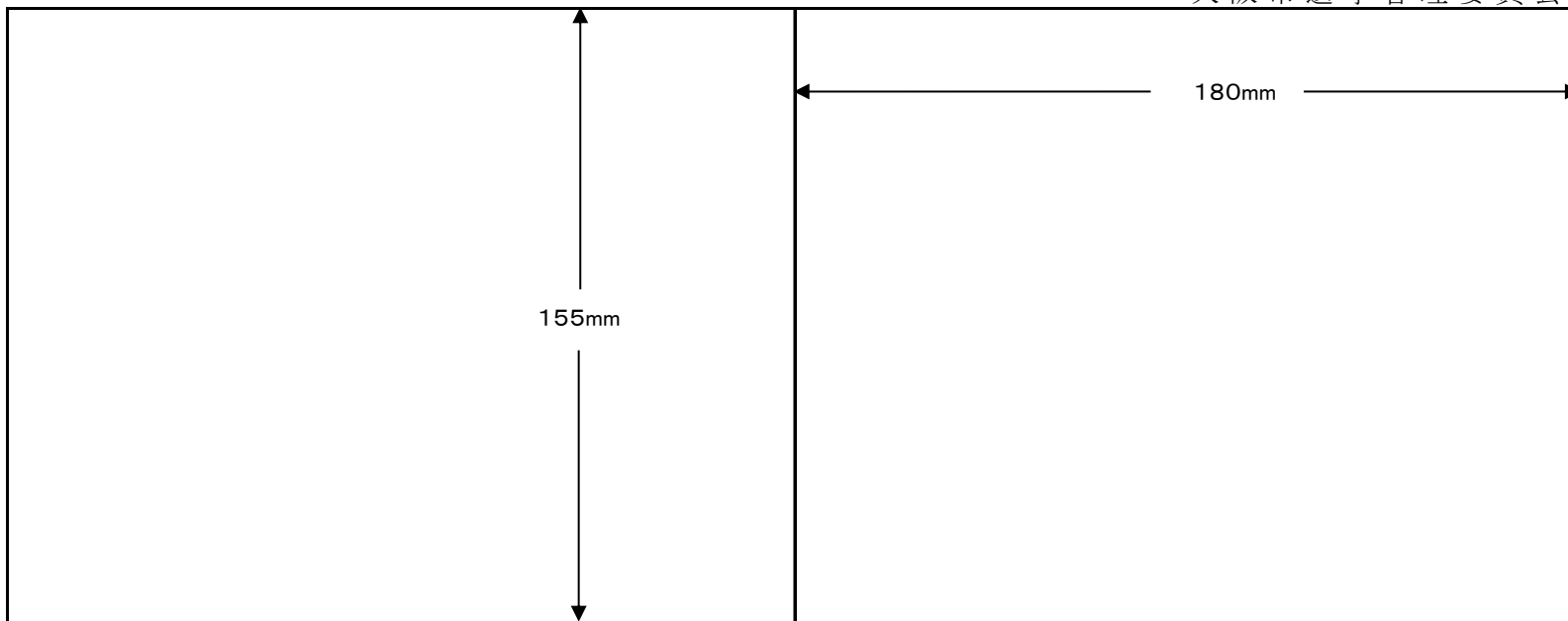
※ 候補者数が2名の場合は、ブランク判からタブロイド型に変更となる。



選挙公報

—令和 年 月 日執行—
大阪市議会議員●●選挙 ●●区選挙区

大阪市選挙管理委員会



(この公報は、公職選挙法第百六十九条及び大阪市選挙公報条例第四条の規定により候補者からの原稿を原文のまま掲載したものです。)

啓発文を掲載



選挙公報

—令和 年 月 日執行—

大阪市議会議員●●選挙 ●●区選挙区


投票は午前七時から午後八時まで

← 180mm →	↑ 155mm ↓

(この公報は、公職選挙法第百六十九条及び大阪市選挙公報条例第四条の規定により候補者からの原稿を原文のまま掲載したものです。)

必ず投票しましょう

発行 大阪市選挙管理委員会


選挙公報
 ー令和 年 月 日執行ー
 大阪市議会議員●●選挙 ●●区選挙区

投票は午前七時から午後八時まで

<p>← 180mm →</p>	<p>↑ 155mm ↓</p>

裏面をご覧ください

（この公報は、公職選挙法第百六十九条及び大阪市選挙公報条例第四条の規定により候補者からの原稿を原文のまま掲載したものです。）

必ず投票しましょう

発行 大阪市選挙管理委員会

ブランク判 片面印刷

第1面		
(掲載申請があった候補者の数) 3~6人	2	1
	4	3
	6	5
- 1 -		

啓発文の掲載例

空き枠が1つの場合		空き枠が2つの場合	
2	1	2	1
4	3	4	3
啓発文	5	啓 発 文	

選挙公報啓発文（掲載事項）

1 市会●●区●●選挙

投票日 月 日（日）

投票時間 朝 7 時～夜 8 時

2 標 語

さあ投票 選挙の主役はあなたです （例示）

3 期日前投票

【投票期間・時間】

投票日に仕事やレジャー等の予定のある方は、期日前投票ができます。

○ 月 日（土）・ 日（日）…午前 8 時30分から午後 8 時まで

○ 月 日（月）から 日（土）…午前 8 時30分から午後 9 時まで時間延長

【投票場所】

●●区役所

4 不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所中の方も、その施設で不在者投票ができます。

5 点字投票・代理投票

視覚に障がいがある方は点字で投票することができます。また、身体に障がいがある方は代理投票の制度があります。いずれも、投票所の受付に申し出てください。

6 手話通訳

投票日に投票所において手話通訳が必要な方は、事前に●●区選挙管理委員会に申し出てください。

7 詳しくは、市選挙管理委員会(TEL6208-8511)または●●区選挙管理委員会(TEL●●-9626)におたずねください。

8 シンボルマーク（マスコット）

特記仕様書

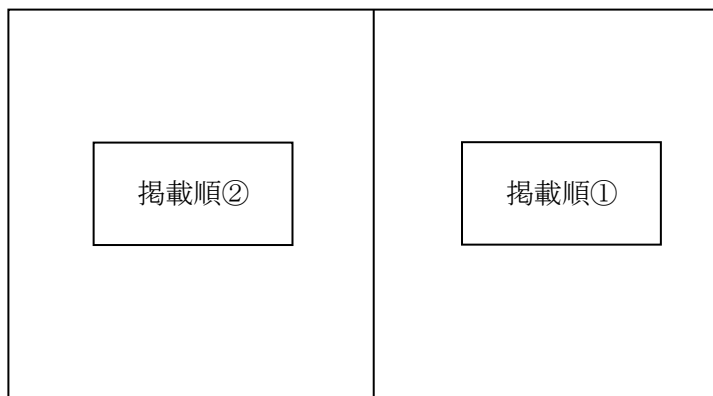
選挙の告示日に確定する候補者数が「3人から6人」以外となった場合は仕様書「3規格等」を次のとおり変更する。

- 確定した候補者数が2人の場合
「タブロイド型片面印刷」とする。この場合、ブランケット判からタブロイド型への変更費用は、受託者の負担とする。
- 候補者数が13人以上の場合
発注者及び受託者で協議の上、取り扱いを決めるものとする。
- 候補者が1人のため無投票となった場合
印刷を中止とし、発注者及び受託者で協議の上、取り扱いを決めるものとする。

印刷様式および掲載順序

- 1) タブロイド型 (掲載申請があった候補者の数 2人)

別紙3のとおり

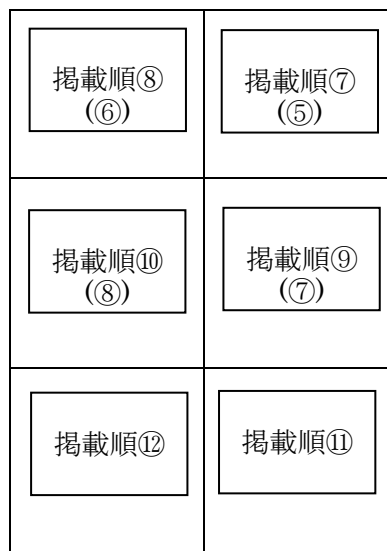
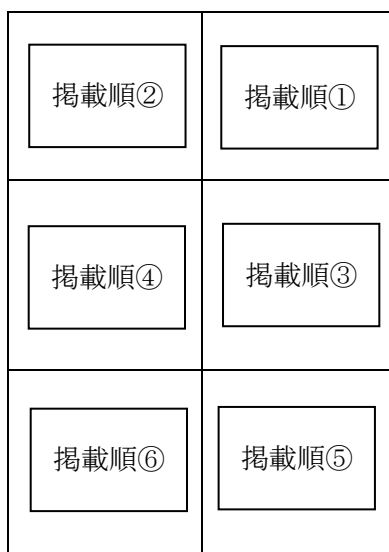


- 2) ブランケット判 両面印刷 (掲載申請があった候補者の数 7～12人)

別紙4・5のとおり

第1面

第2面



(ただし、7～8人のときは、第1面に1～4順位までとし、第2面に()内の数により、5～7順位又は5～8順位とする。)

グリーン配送に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に定める自動車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

(1) 低公害車

ア 天然ガス自動車

イ 電気自動車

ウ ハイブリッド自動車

エ 車両総重量が3.5トンを超えるLPガス自動車

(2) ガソリン自動車

(3) LPガス自動車（ただし、第1号エに掲げるものを除く。）

(4) ディーゼル自動車

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。